

定例監査の結果

1 監査の期間

令和3年4月5日から令和3年4月16日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総合政策部 企画政策課、情報政策課

(2) 対象期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 企画政策課

ア 契約事務において、業務委託契約に「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を添付すべきところ、取扱いのない「特定個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を添付しているものがあった。

個人情報取扱事務委託基準に基づき適正な事務を遂行されたい。

(2) 情報政策課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

(イ) 賃貸借契約において、次年度の予算が確保されていないにもかかわらず、次年度の支払いの約束をしているものがあった。【地方自治法第208条】

(ロ) 請書を作成していないものがあった。【契約規則第28条】

(ハ) 業務委託契約において、契約条項で定められた遂行責任者の選任通知を双方が書面で通知していないものがあった。【契約条項第3条】

- (エ) 機器賃貸借契約において、セキュリティ責任者及び従事者の通知を書面で受けていないものがあった。 【情報セキュリティに関する特記事項第3条、第4条】
- (オ) 業務委託契約約款に定められた監督職員を通知していないものが散見された。 【業務委託契約約款第7条】
- (カ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた再委託の承認を行っていないものがあった。 【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第7条】